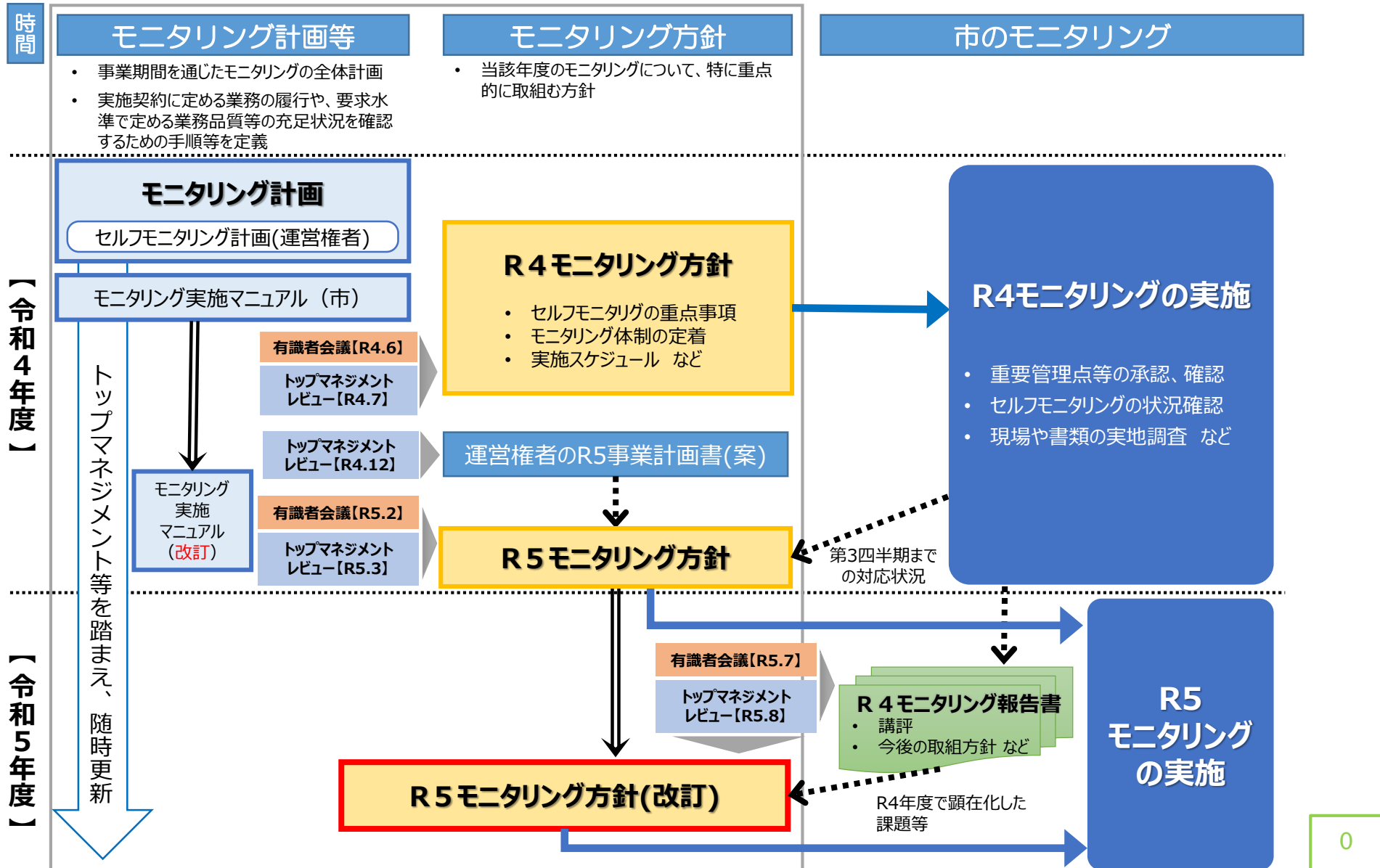


「モニタリング方針」策定の流れ

事業計画に則した重要管理点の承認・確認や、モニタリングを通じて顕在化した課題等を踏まえ、**有識者会議やトップマネジメントレビュー等を経て**、モニタリングの着眼点等を定めた**「モニタリング方針」を事業年度ごとに策定する。**



「令和5年度モニタリング方針」の構成

1 策定目的

事業期間を通じて定例的に行うモニタリング事項に加え、特に当該年度に重点的にモニタリングする事項（業務項目、手段、着眼点、スケジュール）を切り出して、関係者全員で共有することで、時機に合った効果的なモニタリングを展開する

2 モニタリング方針のターゲット

定例の承認・確認プロセスの中でモニタリングする事項とは別に、以下のモニタリングを行う

① 前年度の課題を踏まえたもの

② 当該年度特有の施策及び業務に対するもの

- 追加の現地での確認を行う等により、その裏付けや根拠について確認する事項
- 定例で想定している承認・確認範囲に加え、追加で確認する事項

令和5年度モニタリング方針の要素

- 令和4年度のモニタリング実施状況
・モニタリングを経て行った改善の状況等
- 令和5年度事業計画書での主要な施策

市の モニタリング 事項	重点 事項	①前年度の課題を踏まえた特段のモニタリング事項										
		②当該年度特有の業務に対するモニタリング事項										
	定例 事項	事業期間を通じて定例的に行うモニタリング事項 (モニタリング計画等に基づき、定例の承認・確認プロセスの中でモニタリングの実施)										
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
		初年度										

(参考)

運営権者の 運営方針※	第Ⅰ期			第Ⅱ期			第Ⅲ期		
	承継業務、基本業務の整理 による円滑な事業運営と着実 な業務遂行 など			業務知識・ノウハウの形式知 化とICTツール等を活用した 業務改善 など			コスト最適化による継続的事業運営が できる体制の確立、事業運営で蓄積さ れる知見を引継ぎ可能に体系化 など		

※全体事業計画書(2022-2031) 表1より抜粋